

羅臼町財政健全化計画

～持続可能な財政構造の構築を目指して～

令和4年度～令和8年度

令和5年2月

目梨郡羅臼町

目 次

| | | |
|-----|---------------------------|----|
| 第 1 | 財政健全化計画の意義及び目的 | |
| 1 | 財政健全化計画策定の意義 | 1 |
| 2 | 財政健全化計画策定の目的 | 1 |
| 第 2 | 計画の基本的な考え方 | |
| 1 | 計画期間 | 2 |
| 2 | 会計単位 | 2 |
| 3 | 計画の見直し | 2 |
| 4 | 歳入・歳出の試算方法 | 2 |
| 第 3 | 当町の財政状況について | |
| 1 | 主な歳入の状況 | 3 |
| 2 | 主な歳出の状況 | 4 |
| 3 | 基金残高の状況 | 5 |
| 4 | 町債残高の状況 | 6 |
| 5 | 主要な財政指標等の状況 | 7 |
| 6 | 経常一般財源の推移と経常収支比率の状況 | 9 |
| 第 4 | 今後の財政収支 | |
| 1 | 推計方法 | 10 |
| 2 | 今後の財政収支 | 12 |
| (1) | 歳入の推移 | 12 |
| (2) | 歳出の推移 | 13 |
| (3) | 歳入歳出の収支見込 | 14 |
| (4) | 基金残高の推移 | 15 |
| (5) | 町債残高の推移 | 16 |
| (6) | 経常収支比率の推移 | 16 |
| (7) | 年度別財政収支計画 | 18 |
| 第 5 | 持続可能な財政構造の構築を目指して | |
| 1 | 持続可能な財政構造への転換に向けた取り組み | 20 |
| 2 | 予算編成の改革 | 20 |
| 3 | まとめ | 20 |
| | 【羅臼町財政健全化計画策定職員 WG からの提言】 | 21 |
| | 【羅臼町財政経営ポリシー】 | 22 |
| 第 6 | 財政用語の説明 | |
| 1 | 予算関係 | 23 |
| 2 | 歳入関係 | 24 |
| 3 | 歳出関係 | 26 |
| 4 | 決算関係 | 28 |
| 5 | 財政指標 | 29 |

第1 財政健全化計画策定の意義及び目的

1 財政健全化計画策定の意義

回復の兆しの見えない基幹産業である漁業の低迷や人口減少により、町税収入の減収が続いている一方、今後、少子高齢化の進展等により社会保障関係経費の更なる増加が予測されるほか、近年の大型建設事業の増加による公債費の増嵩、更には、新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の確立や激甚化の傾向にある大規模自然災害等に備える必要もあります。

こうした厳しい財政状況において、身の丈に合った持続可能な行政運営を図るためには、健全な財政運営と強固な財政基盤の確立、そして、町独自の財政構造の構築が必要であります。

そのためには、当町の財政の現状を正確に把握・分析し、健全な財政運営や予算編成の目標・指針とするため、財政健全化計画を策定します。

2 財政健全化計画策定の目的

- (1) 中期的な財政収支を推計し、これを基に現在及び将来における課題を捉え、財政運営の健全性を確保するための方策を明らかにします。
- (2) 中期的な観点から、健全性を維持しながら羅臼町第7期総合計画の実効性を確保するための指針とします。
- (3) 町民等に財政に関する情報を幅広く提供し、当町の行財政運営への理解を深めるものとします。
- (4) 将来の財政収支を明らかにするとともに、当町の収入に見合う独自の財政構造を構築し、身の丈に合った予算編成や予算執行に当たっての指針とします。

第2 計画策定の基本的な考え方

1 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

2 会計単位

一般会計とします。

3 計画の見直し

前年度の決算状況や当該年度の予算編成方針等の作成に合わせ、毎年度見直します。

4 歳入・歳出の試算方法

財政健全化計画の目的を踏まえ、歳入については予算科目別に試算し、歳出については性質別の体系で試算します。なお、試算方法については、羅臼町第7期総合計画及び羅臼町公共施設等総合管理計画をベースとして、継続が見込まれる事業や経常的経費の伸び率等を考慮します。

なお、新型コロナウイルス感染症による影響については、本計画の策定時点での国の緊急的な経済対策のほか、社会情勢を鑑みて町税収入の減少等を一定規模見込んでいます。

第3 当町の財政状況について

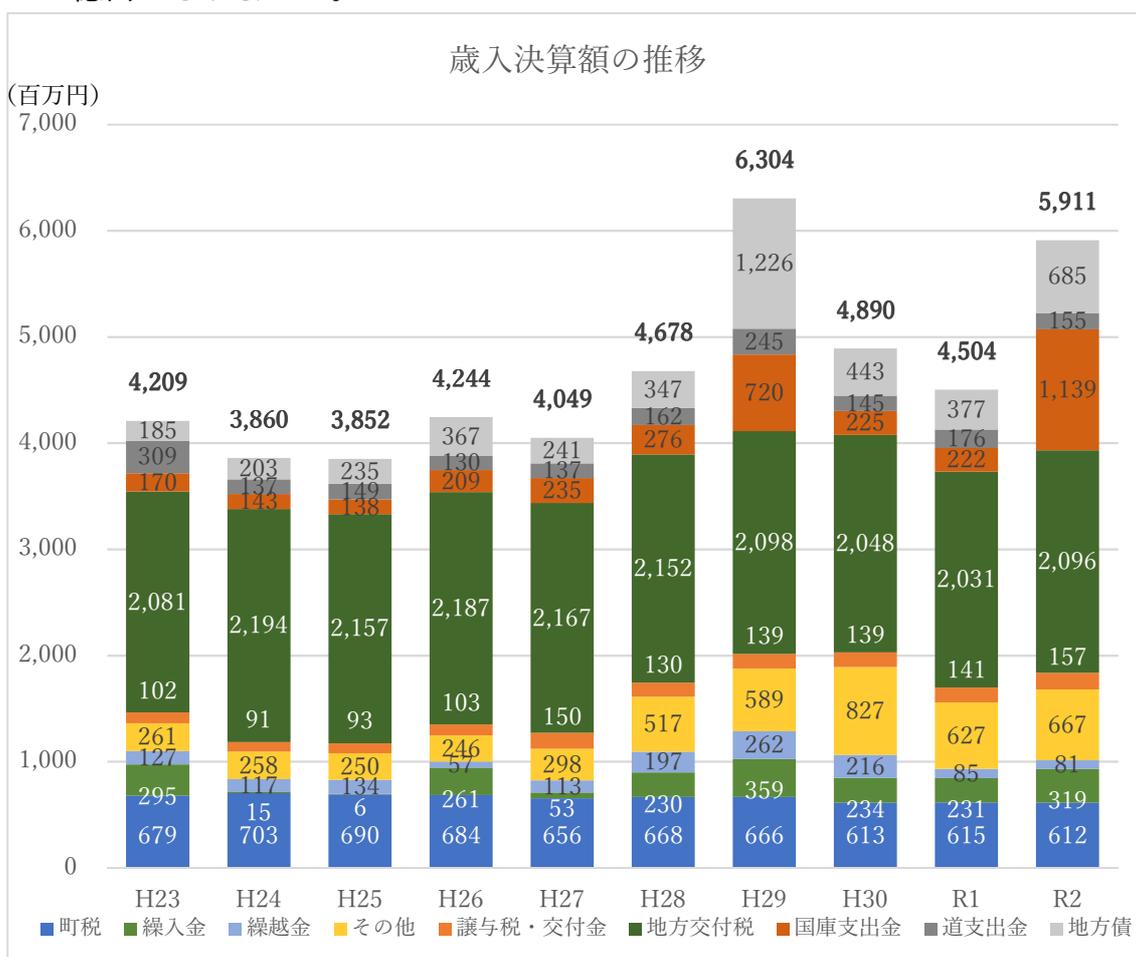
平成23年度から令和2年度までの10年間の一般会計における歳入決算額と構造分析を含めた歳出決算額の推移、基金・町債残高の推移、財政指標の推移は、次のとおりとなっています

1 主な歳入の状況

町の歳入における自主財源としての根幹をなす町税収入は、基幹産業である漁業の低迷などにより、平成24年度の約7億円をピークに減少が続いており、約6.1億円となりました。

地方交付税は、算定の基礎となる国勢調査人口の減少が続いており、令和2年度は平成27年度と比較して、約71百万円減少し、総額は約21億円となりました。

町債は、新規事業の抑制により、新規借入額の減少が続いていましたが、令和2年度の町民体育館耐震改修事業など、老朽化した施設の長寿命化事業の増加により、平成23年度と比較して、約5億円増加し、総額は約6.9億円となりました。



2 主な歳出の状況

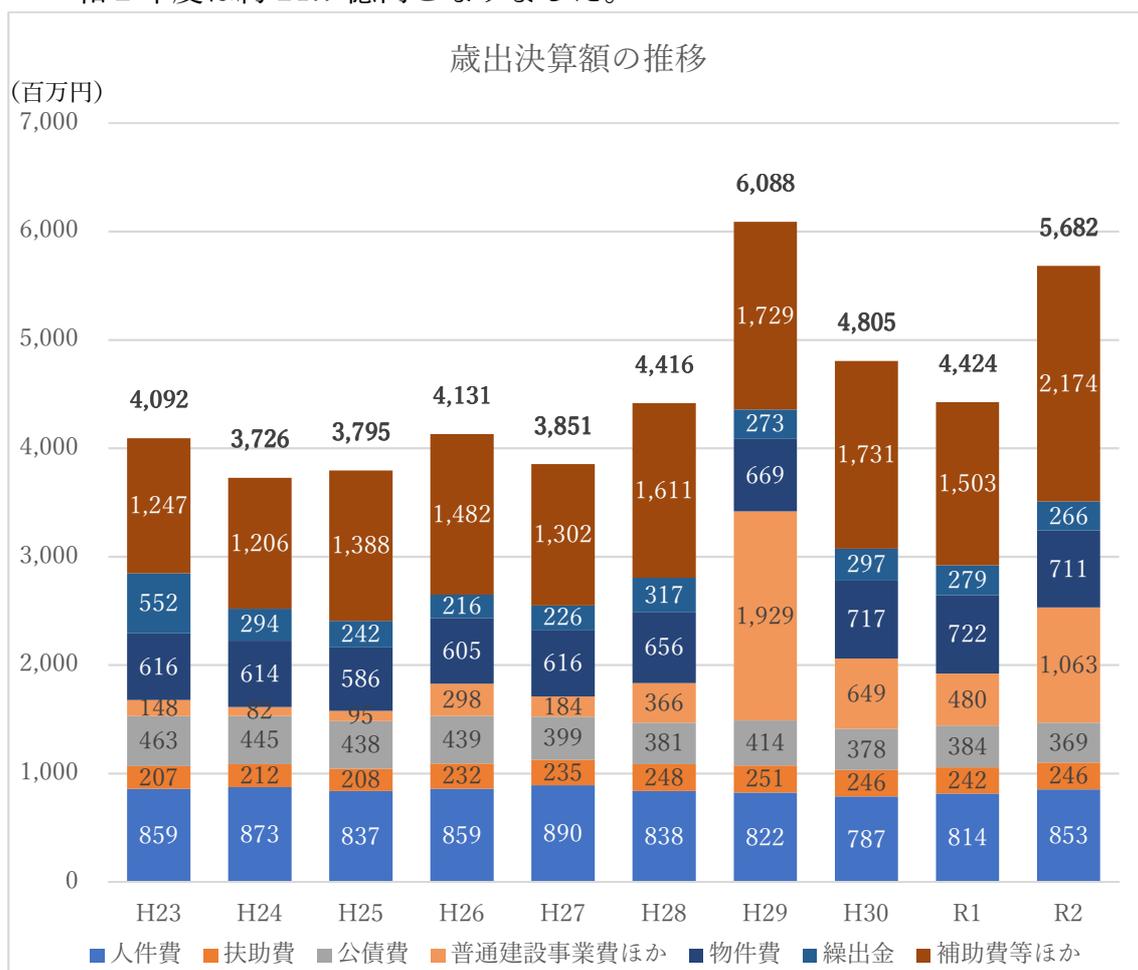
人件費は、定員管理適正化計画に基づく職員数の管理により、平成 23 年度以降、約 8 億円前後を推移していましたが、令和 2 年度からは会計年度任用職員制度の導入により増加傾向に転じており、令和 2 年度は 8.5 億円となりました。

扶助費は、少子高齢化の進展等に伴い、社会保障経費が増加傾向にあり、令和 2 年度は平成 23 年度と比較して、約 39 百万円増加し、約 2.5 億円となりました。

公債費は、平成 23 年度の 4.6 億円をピークに減少が続いており、平成 23 年度と比較して、約 94 百万円減少し、約 3.7 億円となりました。

普通建設事業費ほかは、平成 29 年度に知床未来中学校改築事業により、約 19.3 億まで増加して以降は平準化すると思われましたが、耐震不足が判明した町民体育館の耐震改修事業や公民館の解体事業などの突発的な事業により、令和 2 年度は約 11 億円となりました。

補助費等ほかは、約 15 億円前後で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止や経済支援、住民生活支援などにより、令和 2 年度は約 21.7 億円となりました。

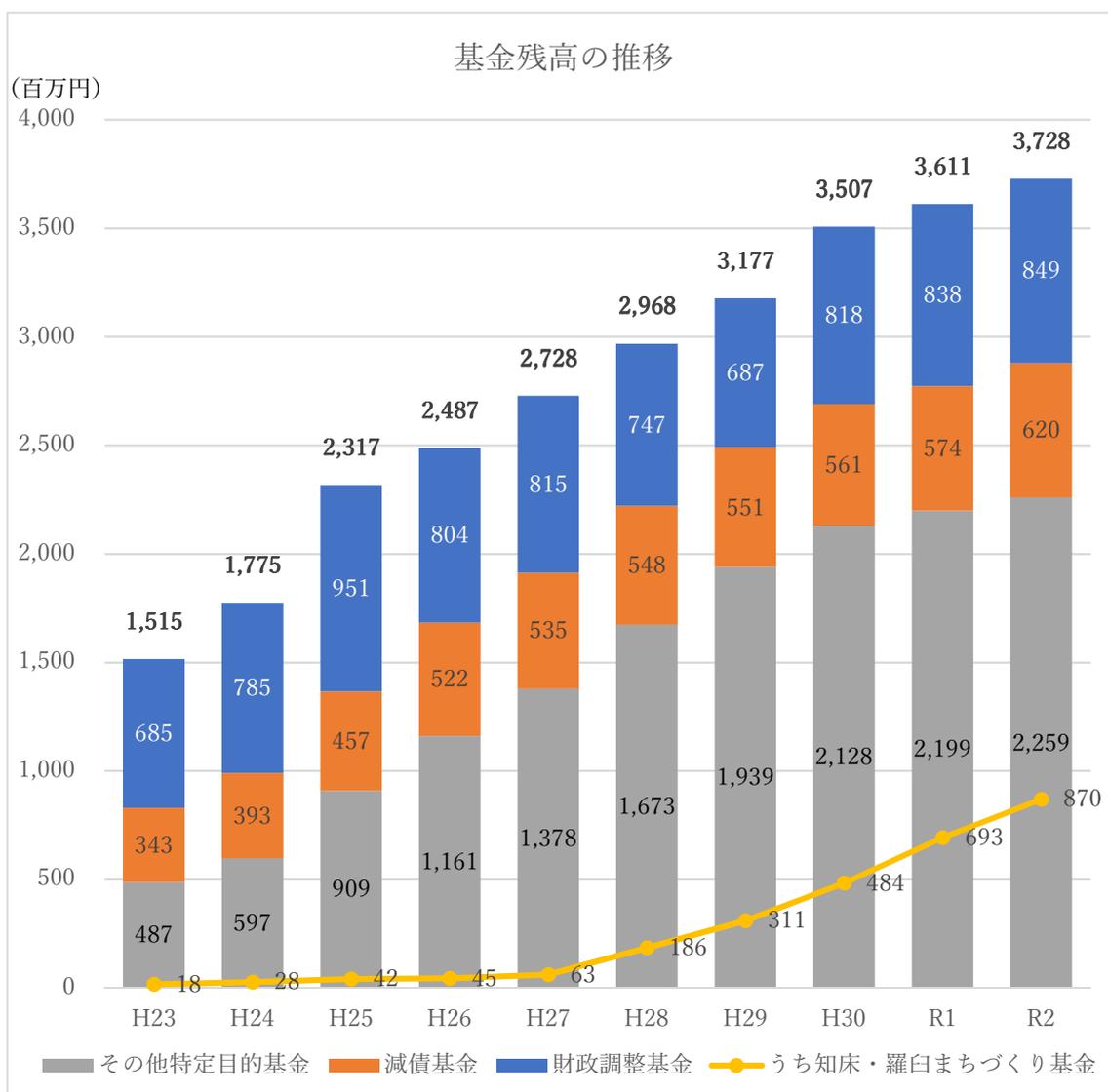


3 基金残高の状況

各種基金については、将来の財源不足等への対応のため、また、公共施設や教育施設等の長寿命化、地域振興や地域福祉の向上等を目的とする積立てや普通建設事業等に活用するための取り崩しを行っています。

基金残高、特に財政調整基金及び減債基金は、平成25年度までは積極的な積立てにより増加傾向にありましたが、平成26年度以降は約13億円前後を推移しています。また、その他特定目的基金は、ふるさと納税により、平成28年度以降は毎年約1.5億円から2億円増加しています。

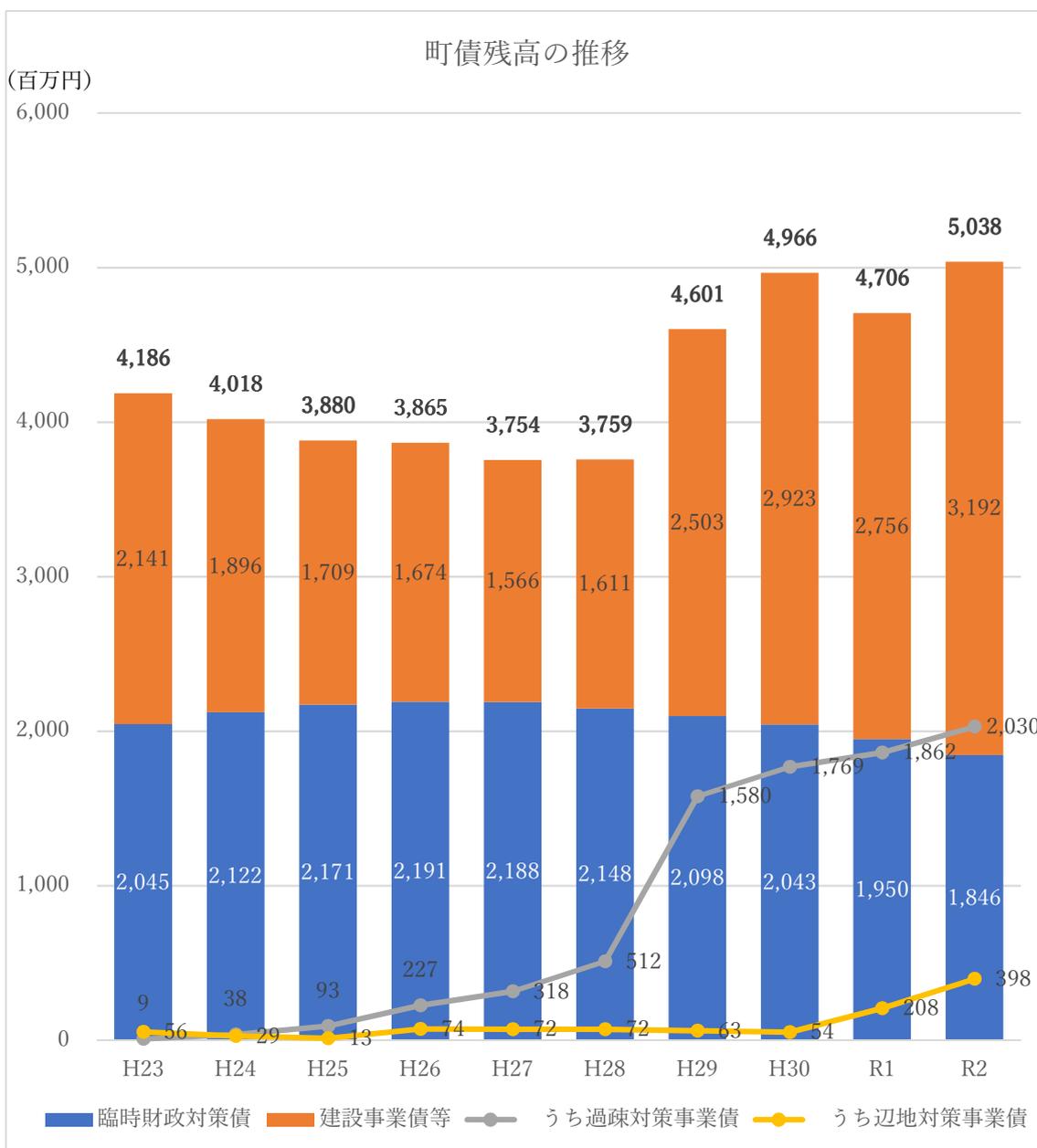
なお、令和元年度と平成2年度は、町営住宅長寿命化事業の財源として公共施設整備基金からの取崩しを行った一方で、今後の財政運営や増嵩する公債費、公共施設長寿命化に必要な財源確保を目的として財政調整基金と減債基金、公共施設整備基金へのそれぞれ積み立てを行い、令和2年度末残高は約37.3億円となりました。



4 町債残高の状況

町債残高については、平成 23 年度をピークに平成 28 年度までは下降傾向にありましたが、平成 29 年度の知床未来中学校改築事業約 12 億円で急増して以降、令和 2 年度に町民体育館耐震改修事業や植別 1 号線整備事業などで約 3.3 億円増加し、令和 2 年度末残高は約 50.4 億円となりました。

その内、過疎対策事業債が約 20.3 億円（40.3%）、辺地対策事業債が約 4.0 億円（7.9%）で、約半分を占めていますが、過疎対策事業債と辺地対策事業は、それぞれ元利償還金の 70%、80%に相当する額が毎年度の地方交付税に算入されることになっていますので、とても有利な地方債を活用するようにしています。



5 主要な財政指標等の状況

普通交付税の交付基準となる財政力指数は、0.25 から 0.26 で推移しており、令和 2 年度は、0.258 となりました。財政力指数は、自主財源の割合を意味しており、税収等の減少に伴う基準財政収入額の減に対し、人口減少などによる行政事務の遂行に必要な経費を表す基準財政需要額の減も続いているため、ほぼ横ばいで推移しています。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、平成 25 年度まで下降傾向にあったものの、一転上昇に転じ、令和元年度には 7.6 ポイント上昇し、87.9% となりましたが、令和 2 年度は 85.2% となり、令和元年度と比較して 2.7 ポイント下降しました。これは、一部事務組合負担金など補助費等の増加に伴うことが主な要因です。経常収支比率は、社会経済情勢の変動により大きく影響を受けることから、指標の動向を注視していく必要があります。

町債返済の負担の重さを表す実質公債費比率は、令和 2 年度は 7.8% となり、令和元年度と比較して 0.7 ポイント下降しました。相対的に下降傾向にありましたが、過年度に整備した大型建設事業や公共施設の長寿命化事業などにより、償還額の増加が見込まれるため、指標の動向を注視していく必要があります。

将来負担すべき実質的な負債等の程度を表す将来負担比率は、「算定されない」結果となりました。財政運営の安定性を長期にわたって維持するには、インフラ更新需要等の将来にわたる負担への的確な対応が求められるため、公営企業会計等を含めた連結ベースでの財政構造の改善に取り組む必要があります。

財政の安定性を判断する指標である積立金現在高比率は、平成 26 年度以降、ふるさと納税による知床・羅臼まちづくり基金を毎年約 1.5 億円から 2 億円積み立ててきたことから上昇傾向にあり、令和 2 年度は 143.4% となりましたが、町営住宅長寿命化事業などに対し、公共施設整備基金から、3・4 年度の 2 年間で 3 億円近く取り崩したため、減少傾向にあります。今後も大幅な税収の増加が期待できない中、財政需要や不測の事態に備えるとともに、長期的な安定した財政運営を行っていく上で、引き続き計画的かつ適正な基金の運用が必要となります。

財政規模に見合った地方残高であるかを判断する地方債現在高比率は、平成 29 年度の知床未来中学校改築事業により、平成 28 年度と比較して 33.1 ポイント増加し、176.3% に急増して以降、令和 2 年度には町民体育館耐震改修事業などにより、そこからさらに 17.5 ポイント増加し、193.8% となりました。町債の発行に当たっては、現役世代の受益と負担及び現役世代と将来世代の適正な負担を考慮し、計画的に行っていく必要があります。

(1) 羅臼町の主要財政指標

(単位：%)

| 区 分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政力 指数 | 0.269 | 0.253 | 0.252 | 0.251 | 0.259 | 0.261 | 0.261 | 0.261 | 0.259 | 0.258 |
| 経常収支 比率 | 86.8 | 81.8 | 80.3 | 83.2 | 82.3 | 82.6 | 82.8 | 85.8 | 87.9 | 85.2 |
| 実質公債 費比率 | 12.8 | 12.1 | 10.9 | 9.7 | 9.1 | 8.0 | 8.3 | 7.7 | 8.5 | 7.8 |
| 将来負担 比率 | 65.6 | 51.4 | 16.8 | 0.5 | - | - | - | - | - | - |
| 積立金現 在高比率 | 56.7 | 65.0 | 84.9 | 93.7 | 102.2 | 113.0 | 121.7 | 137.4 | 144.6 | 143.4 |
| 地方債現 在高比率 | 156.9 | 147.2 | 142.2 | 145.7 | 140.7 | 143.2 | 176.3 | 183.8 | 188.5 | 193.8 |

(2) 根室管内市町平均の主要財政指標

(単位：%)

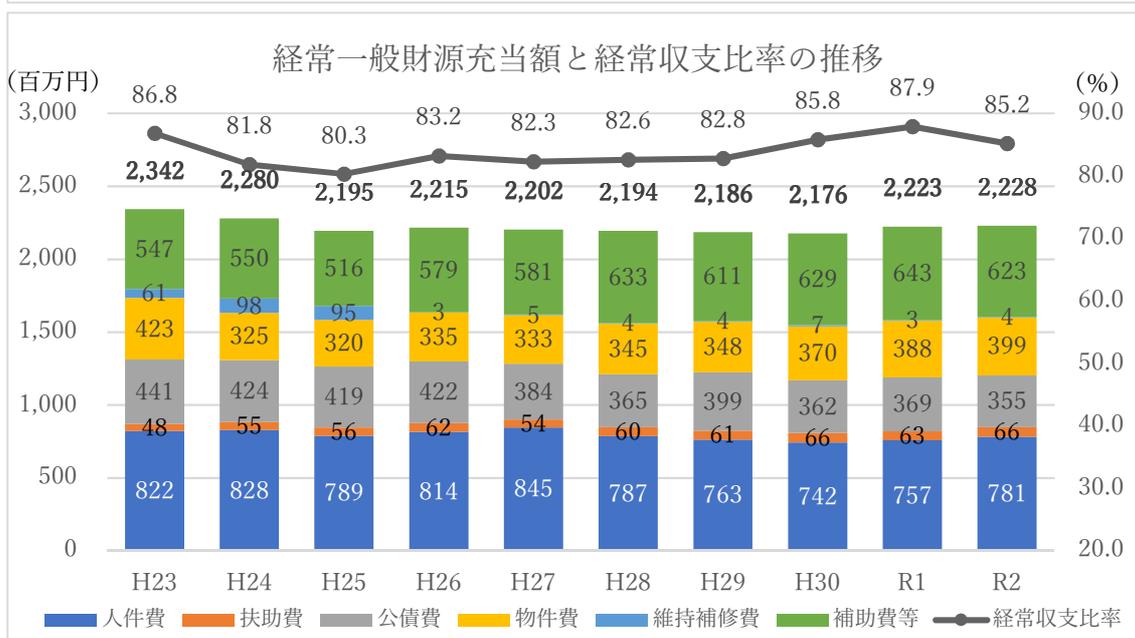
| 区 分 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|--------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 財政力 指数 | 0.279 | 0.270 | 0.270 | 0.271 | 0.275 | 0.290 | 0.298 | 0.306 | 0.310 | 0.315 |
| 経常収支 比率 | 84.8 | 82.3 | 81.0 | 84.7 | 83.7 | 86.3 | 86.9 | 89.1 | 89.4 | 87.8 |
| 実質公債 費比率 | 12.3 | 11.4 | 10.5 | 9.7 | 9.3 | 9.1 | 9.3 | 9.4 | 10.1 | 10.2 |
| 将来負担 比率 | 75.0 | 68.6 | 49.8 | 46.7 | 62.1 | 64.4 | 64.1 | 60.4 | 86.8 | 85.8 |
| 積立金現 在高比率 | 53.5 | 57.6 | 65.7 | 68.4 | 71.0 | 75.5 | 76.4 | 79.0 | 79.8 | 85.1 |
| 地方債現 在高比率 | 173.8 | 170.4 | 170.4 | 178.8 | 177.5 | 185.3 | 191.3 | 196.1 | 197.6 | 190.0 |

※財政力指数、実質公債費比率は3か年平均

6 経常一般財源の推移と経常収支比率の状況

経常一般財源は、普通交付税及び地方消費税交付金の増加はあったものの、漁業低迷の影響による町税の減額により減少していましたが、令和2年度は地方交付税が増加したことにより、令和元年度と比較して約85百万円増加し、総額は26.1億円となっています。

また、経常収支比率は、人件費の独自削減などで82%前後の推移から、一部事務組合負担金の増に伴う補助費等の増加により、平成30年度に上昇に転じましたが、令和2年度は経常一般財源充当額が減少したことで、令和元年度と比較して、2.7ポイント下降し85.2%となりました。



第4 今後の財政収支

1 推計方法

財政収支の推計方法について、令和5年度までは令和2年度決算額、令和3年度決算見込額及び羅臼町第7期総合計画及び羅臼町公共施設等総合管理計画をベースとして、令和6年度以降は継続を予定している事業や経常的経費の伸び率等を考慮した財政見通しとしています。

また、今後の制度改正や事業の見直し等に伴い変動が生じることが見込まれますが、詳細が不明な点が多いため、現行の税制度や地方財政対策等を前提として推計しています。

(1) 歳入

| 項 目 | 推 計 方 法 |
|------------|--|
| 地方税 | 今後の水揚げなど不確定な要素があるため、新型コロナウイルス感染症の影響前、令和元年度決算額で固定推計しています。 |
| 譲与税・交付金 | 過去の平均伸び率を基本に推計しています。 |
| 地方交付税 | 普通交付税は、過去の伸び率（基準財政需要額、基準財政収入額）を考慮し推計しています。特別交付税は、過去の平均伸び率で推計しています。 |
| 国庫支出金・道支出金 | 投資的事業以外のソフト事業に係るものを現行制度が継続するものとして推計しています。 |
| 町債 | 現行の地方財政制度を勘案し、各地方債事業については終期が示されていない場合は、現行制度が継続するものとして推計しています。 |
| 繰越金 | 決算見込みによる繰越金を翌年度に計上しています。 |
| 繰入金 | 一時的または将来的な負担を考慮し、減債基金及び公共施設整備基金は0.5億円、まちづくり基金は1.5億円をそれぞれ基本として、財政調整基金を含めて推計しています。 |
| その他の収入 | ふるさと納税の寄付金7億円を維持するとともに、令和3年度決算額や令和4年度予算額を基本に推計しています。 |

(2) 歳出

| 区 分 | 推 計 方 法 |
|-----|---|
| 人件費 | 過去の平均伸び率や人事院勧告の改定率0.3%、退職者の状況を考慮し推計しています。 |
| 扶助費 | 過去の平均伸び率で推計しています。 |

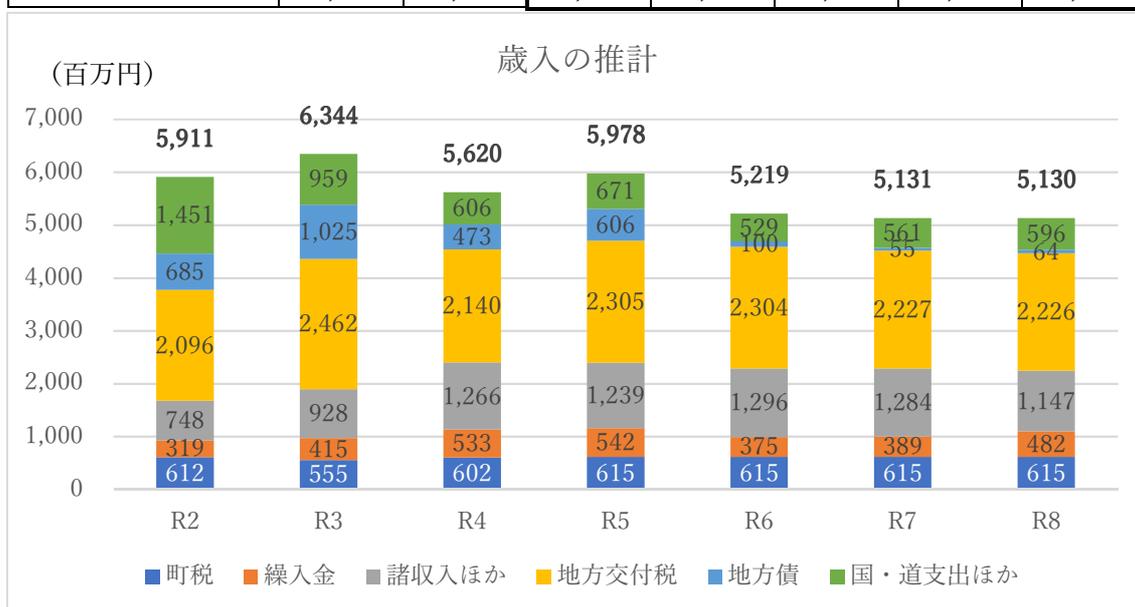
| 区 分 | 推 計 方 法 |
|---------|---|
| 公債費 | 令和3年度までに発行した町債の償還額に加えて、新規の発行分を見込んだ上で、償還額を推計しています。 |
| 物件費 | 過去の平均伸び率を考慮し、令和3年度決算額で固定抑制することとしています。 |
| 補助費等 | 水道事業会計分は、地方交付税算入額として令和4年度予算額とし、その他も令和4年度予算額で固定推計しています。 |
| 繰出金 | 各特別会計の繰出金は、令和4年度予算額で固定推計しています。 |
| 普通建設事業費 | 町営住宅等立替推進事業（緑町団地）及び公営住宅ストック総合改善事業（緑町団地）、町道植別2号線道路新設改良事業をはじめ、総合計画の令和5・6年度までの実施計画や令和5～8年度までの公共施設等総合管理計画における計画事業費を精査し、推計しています。 |
| その他の支出 | 過去の平均伸び率や令和3年度決算額、令和4年度予算を基本に推計しています |

2 今後の財政収支

(1) 歳入の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------|----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 自主財源 | 町 税 | 612 | 555 | 602 | 615 | 615 | 615 | 615 |
| | 繰 入 金 | 319 | 415 | 533 | 542 | 375 | 389 | 482 |
| | 諸収入ほか | 748 | 928 | 1,266 | 1,239 | 1,296 | 1,284 | 1,147 |
| 依存財源 | 地方交付税 | 2,096 | 2,462 | 2,140 | 2,305 | 2,304 | 2,227 | 2,226 |
| | 町 債 | 685 | 1,025 | 473 | 606 | 100 | 55 | 64 |
| | 国・道支出金ほか | 1,451 | 959 | 606 | 671 | 529 | 561 | 596 |
| 合 計 | | 5,911 | 6,344 | 5,620 | 5,978 | 5,219 | 5,131 | 5,130 |



町税について、当町においては、新型コロナウイルス感染症の町民税等への影響は限定的であります。それ以上に水揚げの減少による影響が大きいものと思われまますので、水揚げの回復の兆しが見えない状況から、令和5年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響前の令和元年度決算額約6.1億円程度で推移するものと見込んでいます。

繰入金は、公共施設の長寿命化工事等を行うに当たり、一定の限度額を設けた上で、公共施設整備基金を活用するとともに、知床・羅臼まちづくり寄附条例施行規則に位置付けられた各事業に対して、ふるさと納税を原資とした知床・羅臼まちづくり基金を有効活用していきます。

また、財源調整並びに一定基準を超える町債償還のために、財政調整基金及び減債基金を活用することとします。

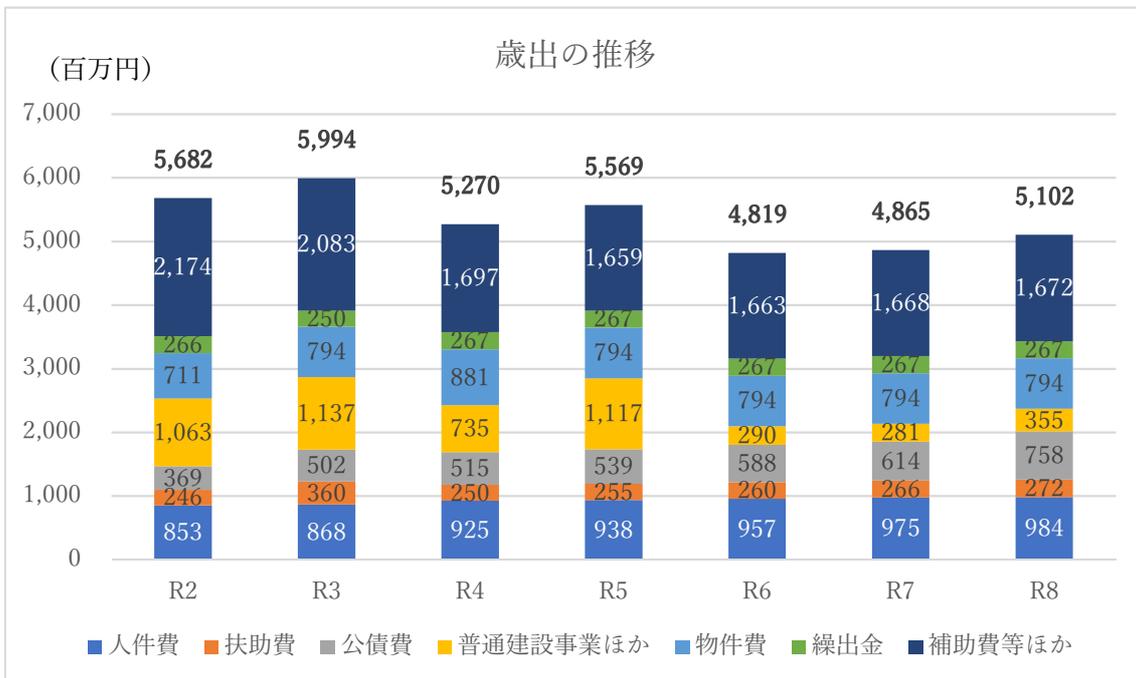
地方交付税は、過去の交付実績を基準に試算し、令和5年度以降は約19億円程度で推移するものと見込んでいます。

町債は、過疎ソフト事業のほか、建設事業分は第7期総合計画の実施計画及び公共施設等総合管理計画の掲載事業の発行を見込んでいます。

(2) 歳出の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-----|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 義務 | 人件費 | 853 | 868 | 925 | 938 | 957 | 975 | 984 |
| | 扶助費 | 246 | 360 | 250 | 255 | 260 | 266 | 272 |
| | 公債費 | 369 | 502 | 515 | 539 | 588 | 614 | 758 |
| 投資 | 普通建設事業費ほか | 1,063 | 1,137 | 735 | 1,117 | 290 | 281 | 355 |
| その他 | 物件費 | 711 | 794 | 881 | 794 | 794 | 794 | 794 |
| | 繰出金 | 266 | 250 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| | 補助費等ほか | 2,174 | 2,083 | 1,697 | 1,659 | 1,663 | 1,668 | 1,672 |
| 合 計 | | 5,682 | 5,994 | 5,270 | 5,569 | 4,819 | 4,865 | 5,102 |



義務的経費は、職員数の増による人件費の増加や高齢化に伴う扶助費の増加に加えて、町債償還額に伴う公債費の増加が見込まれ、全体として増加傾向にあります。特に、公債費については、近年実施した町民体育館耐震改修事業や防災行政無線デジタル化事業などの大型建設事業により、ここ数年は高い水準で推移する見込みです。

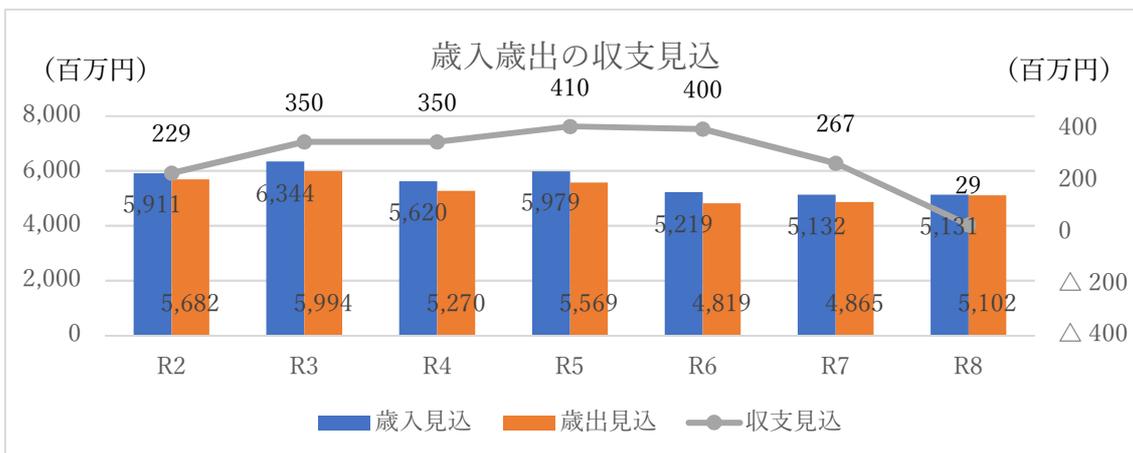
投資的経費は、防災行政無線デジタル化事業が令和4年度で完了するものの、継続中の町営住宅長寿命化事業や令和5年度の図書館改修事業のほか、公共施設等総合管理計画に基づく長寿命化事業が続く見込みです。なお、第7期総合計画の最終年度が令和5年度のため、令和6年度以降の事業は投資的経費に反映していません。

その他の経費は、物件費を令和3年度決算額まで縮減して財源を捻出することとしたほか、繰出金及び補助費等は令和4年度予算額程度で推移する見込みです。

(3) 歳入歳出の収支見込

(単位：百万円)

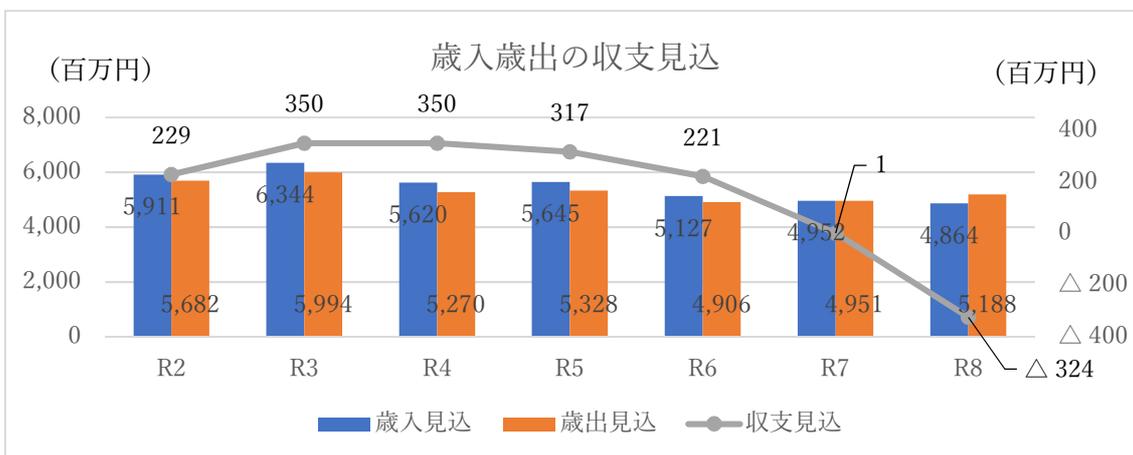
| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入見込 | 5,911 | 6,344 | 5,620 | 5,978 | 5,219 | 5,132 | 5,131 |
| 歳出見込 | 5,682 | 5,994 | 5,270 | 5,569 | 4,819 | 4,865 | 5,102 |
| 収支見込 | 229 | 350 | 350 | 410 | 400 | 267 | 29 |



※参考 歳出の抑制と財政調整基金の繰入れによる

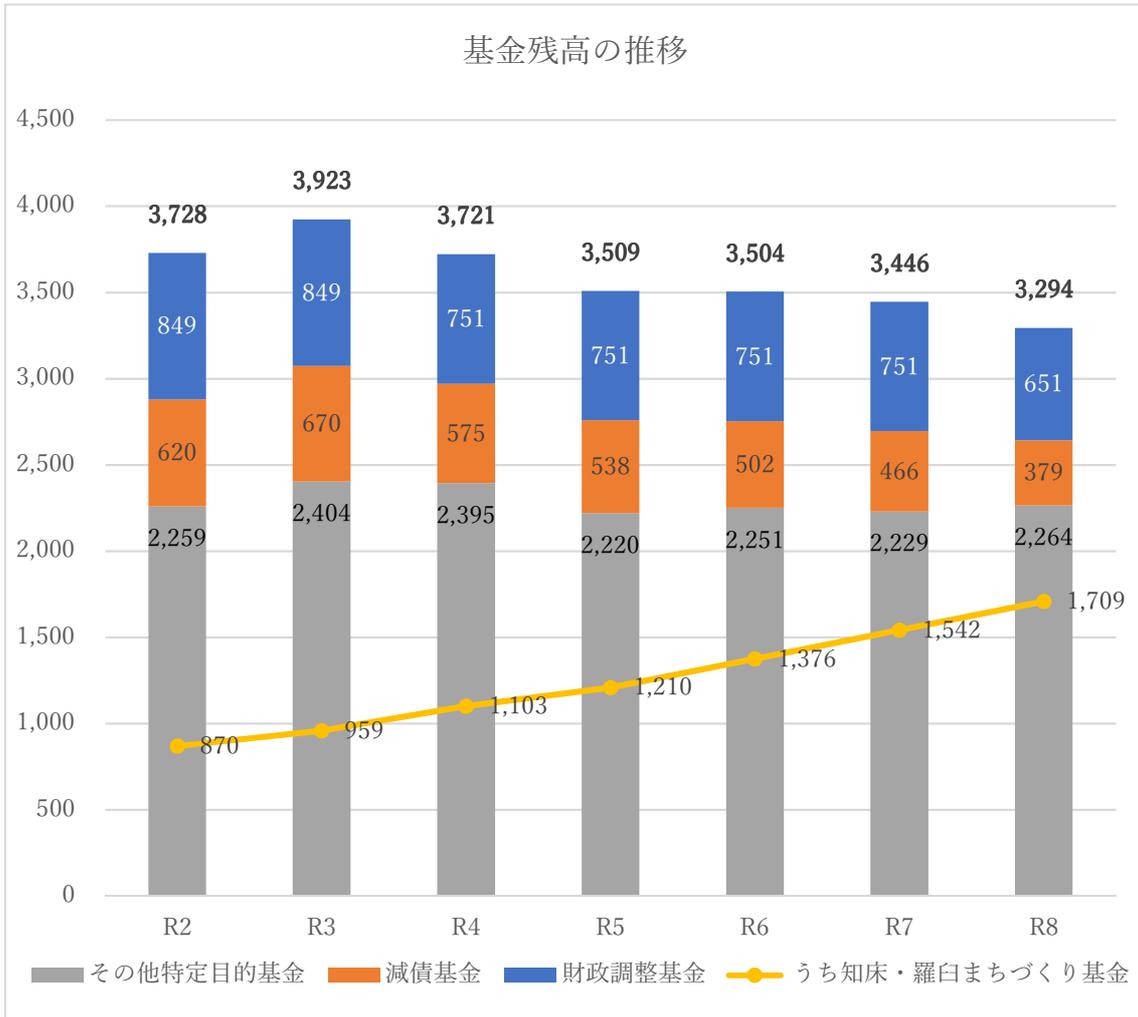
財源調整を行わない場合の収支見込 (単位：百万円)

| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 歳入見込 | 5,911 | 6,344 | 5,620 | 5,645 | 5,127 | 4,952 | 4,864 |
| 歳出見込 | 5,682 | 5,994 | 5,270 | 5,328 | 4,906 | 4,951 | 5,188 |
| 収支見込 | 229 | 350 | 350 | 317 | 221 | 1 | △324 |



事業の適正化等による歳出の抑制や財政調整基金の繰入れ等による財源調整を行わない場合、令和8年度から財源不足が発生する見通しです。

(4) 基金残高の推移



基金全体の推移は、普通建設事業等の財源や財源調整として基金を繰り入れることとしているため、令和4年度以降は減少傾向にあり、特定目的金を含めた令和8年度末残高は約33億円となる見込みです。

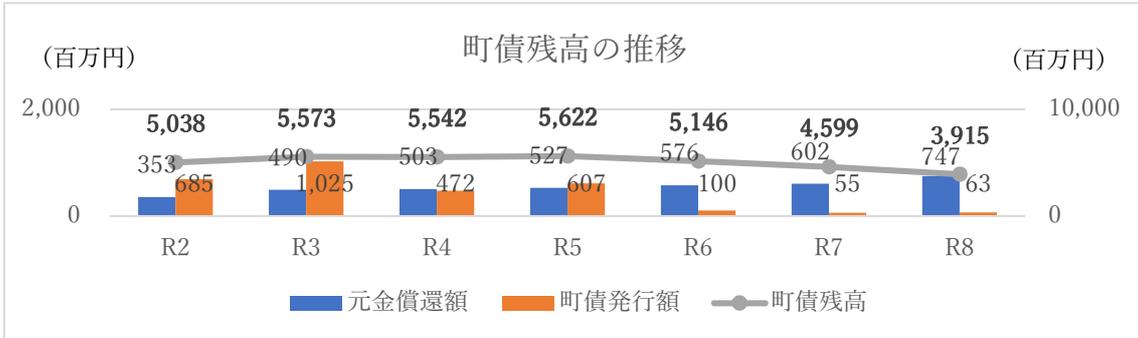
特に、その他特定目的基金は、公共施設の長寿命化工事等を行うに当たり、公共施設整備基金を活用することとしていますので、近年整備を進めています町営住宅長寿命化事業（緑町団地）の財源として繰り入れることとしているため減少します。また、知床・羅臼まちづくり寄附条例施行規則に位置付けられた各事業に対しては、ふるさと納税を原資とした知床・羅臼まちづくり基金を有効活用することとしており、ふるさと納税寄付額を7億円で見込んでいるため増加し、令和8年度末にはその他特定目的基金は約22.6億円となる見込みです。

なお、財源の確保や公債費の増高に取崩しが見込まれることから、財源調整並びに一定基準を超える町債償還のために、財政調整基金及び減債基金を活用していきます。

(5) 町債残高の推移

(単位：百万円)

| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 元利償還額 | 353 | 490 | 503 | 527 | 576 | 602 | 747 |
| 町債発行額 | 685 | 1,025 | 472 | 607 | 100 | 55 | 63 |
| 町債残高 | 5,038 | 5,573 | 5,542 | 5,622 | 5,146 | 4,599 | 3,915 |



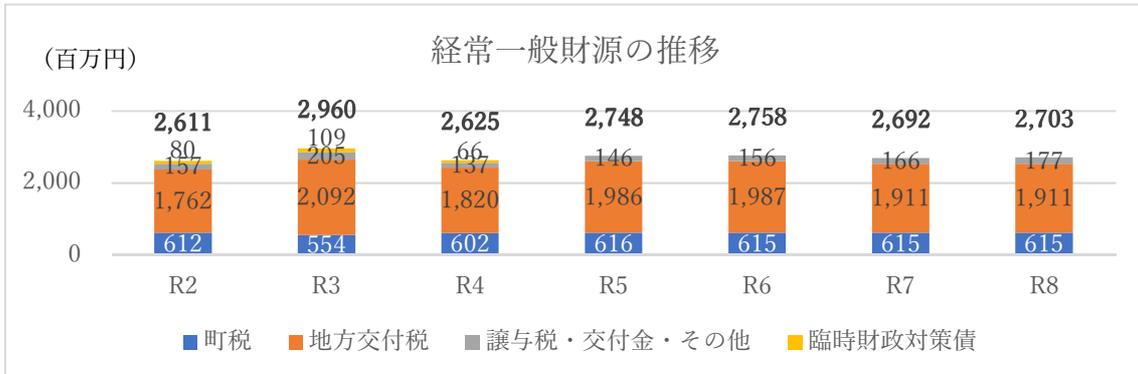
町債残高は、近年実施した町民体育館耐震改修事業や防災行政無線デジタル化事業などの大型建設事業により、令和5年度にピークを迎えて以降、普通建設事業等の町債発行額が減少に伴い下降傾向にあります。元金償還が3年程度の据え置き期間を経過後始まるため、元利償還額はここ数年高い水準で推移する見込みとなります。

(6) 経常収支比率の推移

ア 経常一般財源の総額

(単位：百万円)

| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 町 税 | 612 | 554 | 602 | 616 | 615 | 615 | 615 |
| 普通交付税 | 1,762 | 2,092 | 1,820 | 1,986 | 1,987 | 1,911 | 1,911 |
| 譲与税・交付金・その他 | 157 | 205 | 137 | 146 | 156 | 166 | 177 |
| 臨時財政対策債 | 80 | 109 | 66 | - | - | - | - |
| 合 計 | 2,611 | 2,960 | 2,625 | 2,748 | 2,758 | 2,692 | 2,703 |

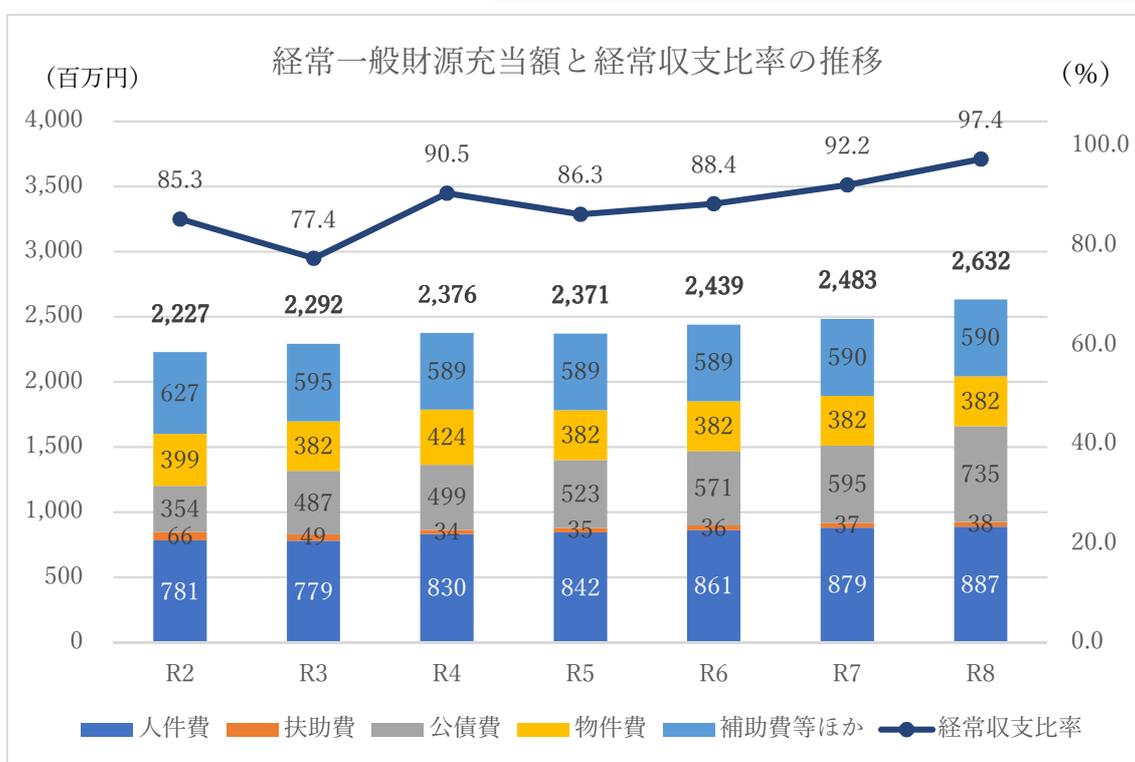


イ 経常一般財源充当額の総額 (単位：百万円)

| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 人 件 費 | 781 | 779 | 830 | 842 | 861 | 879 | 887 |
| 扶 助 費 | 66 | 49 | 34 | 35 | 36 | 37 | 38 |
| 公 債 費 | 354 | 487 | 499 | 523 | 571 | 595 | 735 |
| 物 件 費 | 399 | 382 | 424 | 382 | 382 | 382 | 382 |
| 補助費ほか | 627 | 595 | 589 | 589 | 589 | 590 | 590 |
| 合 計 | 2,227 | 2,292 | 2,376 | 2,371 | 2,439 | 2,483 | 2,632 |

ウ 経常収支比率 (単位：%)

| 区 分 | R2 | R3 | R4 | R5 | R6 | R7 | R8 |
|--------|------|------|------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 | 85.3 | 77.4 | 90.5 | 86.3 | 88.4 | 92.2 | 97.4 |



経常一般財源充当額は、特に、近年実施した町民体育館耐震改修事業や防災行政無線デジタル化事業などの大型建設事業に係る町債償還額の増加による公債費の増加により、今後も増加する見込みです。

経常収支比率は、歳入の経常一般財源が横ばいであるのに対して、歳出の経常一般財源充当額は増加するため悪化し、令和8年度には97.4%となる見込みです。

(7) 年度別財政収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和2年度 決算額 | 令和3年度 決算見込額 | 令和4年度 当初予算額 | 令和5年度 推計値 |
|------------------|------------|--------------|----------------|----------------|--------------|
| 歳 入 | 町 税 | 612 | 555 | 602 | 615 |
| | 負担金及び分担金 | 49 | 66 | 59 | 34 |
| | 使用料及び手数料 | 91 | 86 | 89 | 86 |
| | 繰 入 金 | 319 | 415 | 533 | 542 |
| | 繰 越 金 | 80 | 229 | 350 | 350 |
| | 諸収入等 | 527 | 548 | 769 | 769 |
| | 自主財源 計 | 1,678 | 1,899 | 2,402 | 2,396 |
| | 地方譲与税・交付金等 | 157 | 202 | 137 | 146 |
| | 地方交付税 | 2,096 | 2,462 | 2,140 | 2,305 |
| | 普通交付税 | 1,761 | 2,092 | 1,820 | 1,986 |
| | 特別交付税 | 335 | 370 | 320 | 319 |
| | 国庫支出金 | 1,138 | 595 | 299 | 330 |
| | 道支出金 | 155 | 162 | 170 | 195 |
| | 町 債 | 685 | 388 | 472 | 606 |
| | 臨時財政対策債 | 84 | 109 | 65 | - |
| | その他の地方債 | 601 | 916 | 407 | 606 |
| 依存財源 計 | 4,231 | 4,446 | 3,218 | 3,582 | |
| 歳入 計 (A) | 5,909 | 6,345 | 5,620 | 5,978 | |
| 歳 出 | 人 件 費 | 853 | 868 | 925 | 938 |
| | 扶 助 費 | 246 | 360 | 250 | 255 |
| | 公 債 費 | 369 | 502 | 515 | 539 |
| | 町債償還元金 | 353 | 490 | 503 | 527 |
| | 町債償還利子 | 16 | 12 | 12 | 12 |
| | 義務的経費 計 | 1,468 | 1,730 | 1,690 | 1,732 |
| | 物 件 費 | 711 | 794 | 881 | 794 |
| | 補助費等 | 1,596 | 1,223 | 1,207 | 1,185 |
| | 積 立 金 | 437 | 611 | 331 | 331 |
| | 繰 出 金 | 266 | 249 | 267 | 267 |
| | 維持補修費等 | 141 | 249 | 159 | 143 |
| | その他経費 計 | 3,151 | 3,126 | 2,845 | 2,720 |
| | 普通建設事業費 | 1,063 | 1,137 | 735 | 1,117 |
| | 災害復旧事業費 | - | - | - | - |
| 投資的経費 計 | 1,063 | 1,137 | 735 | 1,117 | |
| 歳出 計 (B) | 5,682 | 5,993 | 5,270 | 5,569 | |
| 歳入歳出差引 (A) - (B) | 227 | 352 | 350 | 409 | |

| | | | | | |
|-----------|-------------|-------|-------|-------|-------|
| 基金取 崩額 | 財政調整基金・減債基金 | 240 | 107 | 207 | 50 |
| | その他特定目的基金 | 261 | 308 | 326 | 492 |
| 基金 残高 | 財政調整基金・減債基金 | 1,469 | 1,520 | 1,326 | 1,290 |
| | その他特定目的基金 | 2,265 | 2,411 | 2,402 | 2,226 |

| | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|
| 地方債現在高 | 5,038 | 5,573 | 5,542 | 5,622 |
|--------|-------|-------|-------|-------|

| | | | | |
|---------|------|------|------|------|
| 経常収支比率 | 85.3 | 77.4 | 90.5 | 86.3 |
| 実質公債費比率 | 7.8 | 7.8 | 8.1 | 9.0 |
| 将来負担比率 | - | - | - | - |

(7) 年度別財政収支計画

(単位：百万円)

| 区 分 | | 令和6年度 推計値 | 令和7年度 推計値 | 令和8年度 推計値 |
|------------------|------------|--------------|--------------|--------------|
| 歳 入 | 町 税 | 615 | 615 | 615 |
| | 負担金及び分担金 | 34 | 34 | 34 |
| | 使用料及び手数料 | 83 | 81 | 78 |
| | 繰 入 金 | 375 | 389 | 482 |
| | 繰 越 金 | 410 | 400 | 267 |
| | 諸 収 入 等 | 769 | 769 | 769 |
| | 自主財源 計 | 2,286 | 2,288 | 2,245 |
| | 地方譲与税・交付金等 | 156 | 166 | 177 |
| | 地方交付税 | 2,304 | 2,226 | 2,226 |
| | 普通交付税 | 1,987 | 1,910 | 1,911 |
| | 特別交付税 | 317 | 316 | 315 |
| | 国庫支出金 | 232 | 275 | 309 |
| | 道 支 出 金 | 142 | 120 | 109 |
| | 歳 出 | 町 債 | 100 | 56 |
| 臨時財政対策債 | | - | - | - |
| その他の地方債 | | 100 | 56 | 64 |
| 依存財源 計 | | 2,934 | 2,843 | 2,885 |
| 歳入 計 (A) | | 5,220 | 5,131 | 5,130 |
| 人 件 費 | | 957 | 975 | 984 |
| 扶 助 費 | | 260 | 266 | 271 |
| 公 債 費 | | 588 | 613 | 757 |
| 町債償還元金 | | 576 | 602 | 747 |
| 町債償還利子 | | 12 | 11 | 10 |
| 義務的経費 計 | 1,805 | 1,854 | 2,012 | |
| 物 件 費 | 794 | 794 | 794 | |
| 補 助 費 等 | 1,185 | 1,185 | 1,185 | |
| 積 立 金 | 331 | 331 | 331 | |
| 繰 出 金 | 267 | 267 | 267 | |
| 維持補修費等 | 148 | 152 | 157 | |
| その他経費 計 | 2,725 | 2,729 | 2,734 | |
| 普通建設事業費 | 290 | 281 | 355 | |
| 災害復旧事業費 | - | - | - | |
| 投資的経費 計 | 290 | 281 | 355 | |
| 歳出 計 (B) | 4,820 | 4,864 | 5,101 | |
| 歳入歳出差引 (A) - (B) | 400 | 267 | 29 | |

| | | | | |
|-----------|-------------|-------|-------|-------|
| 基金取 崩額 | 財政調整基金・減債基金 | 50 | 50 | 200 |
| | その他特定目的基金 | 286 | 339 | 282 |
| 基金 残高 | 財政調整基金・減債基金 | 1,253 | 1,217 | 1,030 |
| | その他特定目的基金 | 2,275 | 2,235 | 2,270 |

| | | | |
|--------|-------|-------|-------|
| 地方債現在高 | 5,146 | 4,599 | 3,915 |
|--------|-------|-------|-------|

| | | | |
|---------|------|------|------|
| 経常収支比率 | 88.4 | 92.2 | 97.4 |
| 実質公債費比率 | 9.9 | 10.1 | 10.5 |
| 将来負担比率 | - | - | - |

第5 持続可能な財政構造の構築を目指して

1 持続可能な財政構造への転換に向けた取り組み

令和8年度までの財政収支の見通しでは、人件費や公債費等の義務的経費が増加傾向である一方、町税、地方交付税の増収は見込めない状況にあるため、極めて硬直的な財政運営が見込まれます。

今後、限られた財源の中で、必要とされる住民サービスを提供するため、積極的な財源の確保や既存事業の見直し等に努め、収支の均衡を図るとともに、過大な後年度負担とならないよう留意し、健全な財政運営を行う必要があります。

こうした状況を踏まえ、今後も持続可能な財政構造への転換を図るため、次の取り組み方策を重点的に推進します。

| 項目 | 具体的な取組方策 |
|----------------------|---|
| (1) 行財政基盤の整備 | <ul style="list-style-type: none">・事務事業の取捨選択と重点化・積極的な情報収集・DXの推進等による時間の創出 |
| (2) 内部努力の更なる徹底 | <ul style="list-style-type: none">・行財政改革の推進・手法の変更・見直し、主体・執行体制の見直し・全庁一丸による歳出全般に渡る見直し |
| (3) 財源の積極的な確保 | <ul style="list-style-type: none">・ふるさと納税の推進・創意工夫による歳入確保・町税等の収納対策の強化・公有財産の有効活用と処分・国・道支出金の積極的な獲得・地方交付税措置のある有利な地方の活用 |
| (4) 自主的・自律的な行財政運営の推進 | <ul style="list-style-type: none">・各特別会計・水道事業会計の経営健全化・町民活力等多様な担い手との協働・公共施設の適正配置と有効活用 |

2 予算編成の改革

- ・新規借入額を元金償還額未満として、公債費を縮減する。
- ・財源不足を回避し、財政調整基金の繰入れを最小限にとどめる。
- ・人件費は地方税収入の範囲内を目指し、DX（デジタルトランスフォーメーション）を推進するなど人件費増高を抑制する。
- ・増高する公債費の適正管理や平準化のため、減債基金は一定の基準を設けた上で計画的な運用を行う。

3 まとめ

今後ますます厳しい財政運営が余儀なくされる中、人口減少に立ち向かう総合戦略の取組を推進するとともに、経済状況を踏まえ、将来に向かって発展していくため、羅臼町第7期総合計画に基づき、知床らうすの創

生・発展に向けて、健康で豊かに暮らせるまちづくりを進めていかなければなりません。

持続可能な財政構造への転換を図るためには、事務事業の取捨選択や重点化などによる行財政基盤の整備、行財政改革など内部努力の更なる徹底、ふるさと納税の推進などによる財源の積極的な確保、自主的・自律的な行財政運営の推進を図る必要があります。

そのため、事業・施策の推進に当たっては、最小の経費で最大の効果を上げられるよう、職員一人ひとりが高いコスト意識を持ち、DX（デジタルトランスフォーメーション）の積極的な推進などにより、簡素で効率的な組織機構の再編に努めながら、創意工夫の下、持続可能な財政構造の構築を目指します。

【羅臼町財政健全化計画策定職員ワーキンググループからの提言】

令和4年9月、本計画に複合的且つ横断的な視点や方策検討内容を反映していく為、若手職員を中心とした羅臼町財政健全化計画策定職員ワーキンググループを設置しました。

これまでに、「安定的且つ積極的な歳入方策の検討」、「徹底した歳出の抑制と抑制効果の見える化」、「最先端技術の導入による効率化と時間づくり」などをテーマに検討協議を重ね、以下のとおり、当町の持続可能な財政構造の構築に向けた提言をまとめました。

（提言）

当町の経済状況や人口動態に爆発的な回復は見込まれず、今後も極めて硬直的な財政運営を強いられることが予想される。

そのような中、職員一人ひとりが「探求力」・「チームビルディング力」・「プランニング力」・「アクション力」・「成果獲得力」・「リプランニング力」・「継続実践力」の7つの力を磨き上げ、日々の業務における方策検討や効率化にこれまで以上に取り組む姿勢が求められる。

最小の経費で最大効果を念頭とした、抜本的な改革を勇気を持って進めることが、当町の持続可能な財政構造を構築の実現に繋がることを提言する。

【羅臼町財政経営ポリシー】

持続可能な財政構造の構築に当たっては、組織内の資源である人や時間を最大限に活用し、政策の実現や安定的な財政状況を堅持することを目指さなければならない。

個の成長と組織の成長を通じて財政運営の効率化を図り、行政としての成果や収益の最大化を目指す視点から、財政運営ではなく財政経営という言葉を用いて、羅臼町財政経営ポリシーを定める。

■ 羅臼町財政経営の原則原理

「積極的な歳入確保と徹底した歳出の見直しに努め、収支の均衡を図り、質の高い住民サービスを提供する」

■ 羅臼町財政経営の理念

「人を育て時間を生み出し、探求心を持って最小経費で最大効果を求める、身に着けた財政経営スキルで持続可能な財政構造構築を実現する。」

【財政経営の柱】

- 1 対話から連携・協働・行動へ
～コミュニケーションとコラボレーション～
- 2 財政経営上の戦略的な取捨選択
～スクラップ&ビルド～
- 3 意欲的・積極的な改革の実践
～モチベーションとイノベーション～
- 4 正確かつ迅速な仕事の推進
～コンプライアンスの徹底～

【求められる職員像】

- 1 Kプロジェクトを基本に積極的にまちづくりを進める職員
- 2 各種情報への感度を磨き、自己啓発に努める職員
- 3 組織目標の達成に向けて、連携・連動・協働を意識できる職員
- 4 地域との対話と公正公平な主張で予算獲得を実現できる職員
- 5 検証分析の徹底により勇気を持った歳出抑制を実現できる職員
- 6 財政事務能力・法務能力を備え、順守する職員
- 7 ふるさと羅臼を次世代へ繋げていくことを大切にする職員

第6 財政用語の説明

1 予算関係

| 区 分 | 説 明 |
|--------|--|
| 一般会計 | 町の行政を運営するための基本的な経費を計上している会計です。 |
| 特別会計 | 特定の事業を行うために特定の歳入歳出を一般の歳入歳出と区別して別個に経理するための会計のことです。羅臼町では、5つの特別会計を設置しています。 |
| 公営企業会計 | 水道事業、交通事業、病院事業など地方公共団体が経営する企業の会計のことをいいます。使用料など、その事業における収入でその事業をまかなう独立採算が原則です。羅臼町では水道事業を設置しています。 |
| 当初予算 | 年度開始前の3月に議会の議決を経て定められる、1会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）全体の基本的な予算です。 |
| 補正予算 | 年度途中における災害や法改正などの状況の変化に対応するため、当初予算を増額または減額する予算です。年4回開会される議会の定例会（6月、9月、12月、3月）や緊急の場合には臨時会に提出され、議決を経て定められます。 |
| 基金 | <p>特定の目的のために積み立てた資金や維持する財産または定額の資金を運用するために設ける資金や財産のことです。</p> <p>このうち、「財政調整基金」及び「減債基金」を除いた基金を「特定目的基金」、「定額運用基金」として区分します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財政調整基金…年度間の財源の不均衡を調整するための基金です。 ・減債基金…町債の償還および市債の適正な管理に必要な財源を確保し、財政の健全な運営を行うための基金です。 |

2 歳入関係

| 区 分 | 説 明 |
|-------------|--|
| 町税 | 町民の皆さんや町内に事務所などを持つ法人などに納めていただく税金で、一般会計における収入の約1割程度を占める重要な収入です。 |
| 地方譲与税 | 地方揮発油税、自動車重量税など国税として徴収したものを町の道路の延長や面積など一定の基準に応じて町に譲与されるお金です。 |
| 利子割交付金 | 預金利子などの所得に課税される利子割の一部を、町の個人道民税に応じて道が交付するお金です。 |
| 配当割交付金 | 株の配当金などに課税される配当割の一部を、町の個人道民税に応じて道が交付するお金です。 |
| 株式等譲渡所得割交付金 | 株式譲渡によって所得が発生した場合に課税される株式等譲渡所得割の一部を、町の個人道民税に応じて道が交付するお金です。 |
| 環境性能割交付金 | 令和元年度税制改正に係る車体課税の見直しに伴う財源調整のため、道が交付するお金です。 |
| 法人事業税交付金 | 地方法人特別税・譲与税制度の廃止に伴う市町村分の法人住民税法人割の減収分の補てん措置として、法人事業税の一部を道が交付するお金です。 |
| 地方消費税交付金 | 地方消費税の一部を、町の人口や従業者数に応じて道が交付するお金です。 |
| 地方特例交付金 | 国が減税を行ったことにより、町の税収が減少した分を補うために国が交付するお金です。 これまでは、児童手当や子ども手当制度の財源補てん、自動車取得税の減税や住宅借入金特別税額控除による減収を補うために交付されてきましたが、平成24年度からは一部廃止され、住宅借入金特別税額控除による減収を補う財源措置のみとなっています。 |
| 地方交付税 | 全国どの市町村に住んでも一定水準の行政サービスが受けられるように、所得税、法人税、酒税、消費税、たばこ税といった国税の一定割合を、町の標準的な財政規模などに応じて配分される地方固有の財源です。 |
| 交通安全対策特別交付金 | 交通違反による反則金などの一部を町内の交通事故発生件数や町の道路の延長に応じて、国が町に対して交付するお金です。 |
| 分担金・負担金 | 町が行う事業により利益を受ける方からその受益を限度として徴収させていただくものです。 |

| 区 分 | 説 明 |
|---------|--|
| 使用料・手数料 | <p>使用料は、行政財産の目的外使用または公の施設の使用に対して、維持管理費または減価償却費の限度内で使用者から徴収させていただくものです（体育館の使用料、町営住宅の家賃など）。</p> <p>手数料は、特定のもののために行う事務に要する経費相当分を徴収させていただくものです。（戸籍・住民票等の交付手数料など）</p> |
| 国庫支出金 | <p>国と町が共同で行う事業の経費を、あらかじめ定めた経費負担の区分に基づいて、国が町に対して支出するものです。</p> <p>負担金、委託費、特定施設の奨励、財政援助のための補助金などがあり、原則として使い道が決められています。</p> |
| 道支出金 | <p>道が町に対して支出するお金です。道独自の施策として単独で交付するものと、国庫支出金を道が経費の全部または一部として交付するもの（間接補助金）があります。国庫支出金と同様、使い道が決められています。</p> |
| 財産収入 | <p>町が所有している財産（建物、土地など）の貸付け・売払いなどにより得る収入です。町有地の売払収入や基金積立金の利子などです。</p> |
| 寄附金 | <p>金銭または特定の財産を給付するもので、民法上の贈与と呼ばれているものです。使い道が限定された指定寄附金と、使い道が特定されない一般寄附金があります。</p> |
| 繰入金 | <p>町の基金や特別会計から繰り入れるお金です。</p> |
| 繰越金 | <p>前年度の決算上余ったために繰り越されたお金です。</p> |
| 諸収入 | <p>収入の性質により、他の区分（科目）に含まれない収入をまとめたものです。</p> |
| 町債 | <p>学校や道路などを建設する場合のように、多額の経費が必要となる時に、その資金を調達する長期的な借入金です。長期にわたって町民の皆さんに利用いただけるので、将来の負担を分け合う働きがあります。</p> |
| 臨時財政対策債 | <p>国の財源不足を理由に地方交付税が減額となった際に、町が不足する一般財源に対処するために発行する町債です。このため元利償還金は後年度の地方交付税で 100%措置される仕組みとなっています。</p> |

3 歳出関係

(1) 目的別分類

歳出を、行政目的によって分類したものです。行政サービスの大きな予算の比重を知ることができます。

| 区 分 | 説 明 |
|--------|--|
| 議会費 | 議会の運営に使われる経費です。 |
| 総務費 | 町の全般的な管理を行うための事務経費です。町が所有する土地や建物などの財産の維持管理、職員厚生、広報などに使われます。 |
| 民生費 | 町民の皆さんの一定水準の生活と安定した社会生活を保障するため、障がいのある方や高齢の方に対する福祉の充実、児童手当の支給や子育て支援に使われる経費です。 |
| 衛生費 | 町民の皆さんの健康や衛生的な生活環境を守るために、各種の健康診断や予防接種、環境対策、ごみの収集・処理などに使われる経費です。 |
| 農林水産業費 | 農業、林業、漁業の振興や漁港の整備のために使われる経費です。 |
| 商工費 | 商業の振興、観光事業、温泉供給などに使われる経費です。 |
| 土木費 | 道路や河川などの整備など、まちづくりのために使われる経費です。 |
| 教育費 | 教育環境の向上や学校施設の管理、生涯学習の充実、文化やスポーツの振興などのために使われる経費です。 |
| 公債費 | 道路や学校の建設などのために借り入れた町債（借金）を返済するための経費です。 |
| 職員費 | 特別職、一般職、会計年度任用職員などの職員の給料などの人件費です。 |
| 予備費 | 予算編成時に予期しなかった予算外の支出が生じた場合や歳出予算計上額が不足した場合に対応するため、準備しておく費用のことです。 |

(2) 性質別分類

歳出を、経済的性質を基準として分類したものです。分類の結果から、財政の健全性・弾力性を測定することができます。

| 区 分 | 説 明 |
|--------------|---|
| 人件費 | 職員の給与、議員の報酬、会計年度任用職員の給与および報酬などの経費です。 |
| 物件費 | 町が支出する消費的性質の経費です。旅費、交際費、需用費、役務費、備品購入費、報償費、委託料、使用料および賃借料、原材料費などが該当します。 |
| 維持補修費 | 町が管理している公共施設や道路などを維持するための経費です。 |
| 扶助費 | 生活保護法、児童福祉法等に基づいて、被扶助者に対して生活を維持するために支出される経費（児童手当など）や、町が単独で行っている各種扶助のための経費です。 |
| 補助費等 | 町から他の地方公共団体（道、市町村、一部事務組合など）や民間などに対して、行政上の目的により交付する経費です。 主なものとして、講師謝金などの報償費、保険料などの役務費、負担金補助および交付金（一般的な補助金）などが該当します。 |
| 普通建設事業費 | 道路、橋、学校など、公共施設の改良や新增設の建設事業に必要とされる経費です。 |
| 災害復旧費 | 災害によって生じた被害の復旧に必要な経費です。 |
| 公債費 | 道路や学校の建設などのために借り入れた借金を返済するための経費です。 |
| 積立金 | 年度間の財源変動に備えて積み立てる経費です。 |
| 投資および出資金、貸付金 | 財産を有利に運用するための国債などの取得や、公益上の必要性による会社の株式取得などに要する経費です。このほか、財団法人設立の際の出捐金や開発公社などへの出資も該当します。 |
| 繰出金 | 会計相互間（一般会計から特別会計など）において支出する経費です。定額の資金を運用するための基金への積立金もここに含まれます。 |

4 決算関係

| 区 分 | 説 明 |
|------|--|
| 普通会計 | <p>地方公共団体の会計は、一般会計と特別会計、公営企業会計によって構成されていますが、地方公共団体ごとに各会計の範囲が異なっています。そのままでは財政比較や統一的な把握が困難なため、一般会計と公営企業会計を除く特別会計を合わせて、地方財政統計上、統一的な基準で比較できるよう用いられる会計区分です。</p> <p>羅臼町では、一般会計をいいます。</p> |
| 自主財源 | <p>町が自主的に収入できる財源です（地方税、分担金および負担金、使用料および手数料など）。</p> <p>自主財源の多寡は、行政運営の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となるので、できる限り自主財源の確保に努めることが重要です。</p> |
| 依存財源 | <p>国や道の基準に基づいて、交付されたり割り当てられたりする、町独自で収入額を決められない財源です（地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、道支出金、町債など）。</p> |
| 一般財源 | <p>使い道を特定する必要がなく、どのような経費にも使用することができる財源です（町税、地方譲与税、地方交付税、地方特例交付金など）。</p> |
| 特定財源 | <p>使い道が特定されている財源です（分担金及び負担金、国庫支出金、道支出金、町債など）。</p> |

5 財政指標

| 区 分 | 説 明 |
|----------|---|
| 形式収支 | 歳入と歳出の差引き額（決算額）です。当該年度の（出納閉鎖期日における）収入された現金と支出された現金との差額を表します。 |
| 実質収支 | 歳入と歳出の差引き額（形式収支）から翌年度へ繰り越すべき財源（繰越明許費繰越額など）を除いた額です。 |
| 標準財政規模 | その地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる一般財源の規模です。通常水準の行政サービスを提供する上で必要な一般財源の目安となります。 |
| 実質収支比率 | 実質収支を標準財政規模で割ったものです。一般的には、3%から5%が望ましいと考えられています。 |
| 経常収支比率 | 経常的に支出する経費（人件費や公共施設の維持管理経費など）に、一般財源（町税や国からの譲与税など）がどの程度使われているかを表します。この数値が高いほど、一般財源の多くが経常的な経費に使われていることとなり、突発的な支出に対応するための財源に余裕が少なく、柔軟な財政運営が困難であることを表します。町で75%を超えると、財政構造は弾力性を失いつつあると考えられています。 |
| 財政力指数 | 標準的な財政運営に必要となる一般財源のうち、自主財源（自ら調達できる財源）がどのくらい確保できるかという割合を表します。財政力指数が1に近い、あるいは1を超えるほど財源に余裕があることとなります。1を超えると普通交付税は交付されません。 |
| 地方債現在高比率 | 今後償還すべき地方債現在高が標準財政規模に対してどの程度になっているかを見るための指標です。将来の公債費負担や地方債発行可能額を把握する際の指標として使われます。 |
| 健全化判断比率 | 実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率の4指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画または財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。財政の早期健全化や再生の必要性を判断するほか、他団体と比較することにより財政状況を客観的に表すものです。 |
| 一般会計等 | 地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、公営企業会計以外のものが該当します。 |

| 区 分 | 説 明 |
|----------|---|
| 公営企業 | 地方公共団体が経営する企業で、地方公営企業法の全部または一部を適用している事業を法適用企業、地方財政法第6条の規定により特別会計を設けて事業の経理を行っている公営企業であって、法適用以外のものを法非適用企業としています。 |
| 実質赤字額 | 当該年度に属すべき収入と支出の実質的な差額を見るものであり、形式収支から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額をいいます。 |
| 実質赤字比率 | 一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標といえます。 |
| 連結実質赤字比率 | 公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額または資金の不足額の標準財政規模に対する比率です。全ての会計の赤字や黒字を合算し、赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化度合いを示す指標となっています。 |
| 実質公債費比率 | 一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。町債返済額およびこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。 この数値が18%以上になると、地方債の発行に国や道の許可が必要となり、25%以上になると、一般単独事業の起債が制限されるほか、早期健全化の判断基準となっています。さらに、35%以上になると、公共事業等債の起債が制限されるほか、財政再生の判断基準となっています。 |
| 将来負担比率 | 地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含めて、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率です。一般会計等の町債や将来支払う可能性のある負担など、現時点での残高を指標化し、将来の財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標となっています。 |
| 資金不足額 | 一般会計等の実質赤字額に相当するもので、公営企業会計ごとに算定した額のことをいいます。 |
| 資金不足比率 | 公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率です。公営企業の資金不足を公営事業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化度合いを示す指標となっています。 |

羅臼町財政健全化計画

～持続可能な財政構造の構築を目指して～

令和5年2月策定

編纂 羅臼町税務財政課

責任者 税務財政課長 対馬 憲仁

検討員 職員ワーキンググループ

リーダー 税務財政係長 坂本 勇介

サブリーダー 財政担当 平藤 亮

主事 川村 遙

主事 川村 涼輔

主事 神山 仁志

主事 佐藤 宥斗

主事 杉村 明吉

技師 弓場 俊希

主事 北村 優香

主事 四ツ屋 楓

発行者 羅臼町税務財政課

電話 (0153) 87-2113

F A X (0153) 87-2358